## 13. 私道への配水支管布設取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法(昭和32年法律第177号 以下「法」という。)第3条第 11号に規定する給水区域内の私道に配水支管を布設する場合の取扱について必要な事 項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) 公道 道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路及び公法人により 道路として一般の用に供されている道路をいう。
  - (2) 私道 前号に規定する公道以外の道路で、不特定多数の人が通行する場所をいう。
  - (3) 配水支管 配水本管から分岐し、直接給水管を取付ける配水管口径  $\phi$  5 0 0  $\sim$   $\phi$  5 0 をいう。

(布設要件)

- 第3条 私道に配水支管を布設するには、次の各号に掲げる要件が備わっていなければならない。
  - (1) 道路の一端が公道に接していること。
  - (2) 3戸以上の家屋が、当該私道を利用し、かつ、当該家屋が同一人の所有に属さないこと。ただし、公共施設等は、この限りでない。
  - (3) 私道の所有者が配水支管の布設を承諾していること。
  - (4) 私道の使用貸借期間は、当該配水支管の用途を廃止するまでとし、かつ使用料が無償であること。
  - (5) 私道の所有権を第三者に譲渡し、又は当該土地に制限物件その他の権利を設定 し、譲渡する場合は、譲受人その他新たに権利を取得することになる者に対し、 配水支管布設部分の使用権を受継がせる旨の確約が得られること。
  - (6) 当該配水管布設後において、給水管の新設、増設、改造又は撤去の工事が生じた場合の土地利用については、私道敷使用貸借契約に含まれている旨の確約が得られていること。
  - 2 企業管理者が特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、配水 支管を布設することができる。

(布設申請)

- 第4条 私道に配水支管の布設を希望する者は、配水支管布設申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、企業管理者に提出しなければならない。
  - (1) 配水支管埋設の希望者名簿(第2号様式)

- (2) 私道に隣接する家屋の配置図、申請箇所周辺の見取図
- (3) その他企業管理者が必要と認める書類

(可否の決定)

第5条 企業管理者は、前条の申請を受けたときは、内容を審査したうえ敷設の可否を決定し、配水支管布設可否決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(使用貸借契約の締結)

第6条 企業管理者は、前条の決定をしたときは、私道の所有者と私道敷の使用貸借契約 (第4号様式)を締結するものとする。

(用途の廃止及び布設替)

- 第7条 私道の所有者は、事情の変更により当該配水支管の用途の廃止又は布設替を必要 とするときは、他の私道所有者及び当該配水支管の利用者の同意書を添えて企業管 理者に申請し、企業管理者の許可を受けなければならない。
  - 2 前項の規定による用途の廃止又は布設替に要する経費は、当該私道所有者の負担とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 現に私道への配水支管が布設されているものの取り扱いについては、なお従前のとおりとする。

## (第1号様式)

## 配水支管布設申請書

平成 年 月 日

久留米市企業管理者

殿

申請人

住 所 町 番地 氏 名 印 電 話

久留米市 町 んので、配水支管を布設していただくよう別紙必要書類を添えて申請します。

私道路敷内に配水支管が布設されておりませ

なお、将来においても私道敷内配水支管の適正な維持管理を妨げないことを約束いたし ます。又、土地所有者が私道敷使用貸借契約書に違反したときは、申請者の責任において 解決いたします。

- ① 配水支管埋設の希望者名簿
- ② 私道部分周辺の字図(法務局)
- ③ 私道部分の登記簿謄本(法務局)

必要書類

- ④ 私道敷使用貸借契約書
- ⑤ 配水支管布設申請書
- ⑥ 私道道部分の家屋の配置図
- ⑦ 申請箇所周辺の見取図

# (第2号様式)

# 配水支管埋設の希望者名簿

家 屋 の 住 所	所 有 者 氏 名	- 印	私道部分の 家屋配置図 (配置番号)	摘 要
生 別	人 右		(配圓留写)	
町丁				
町				
町				
町				
町				
町				
町				
町				
町				
町				
町				
町				
町				
町				

(第3号様式)

企水サ第号平成年月日

殿

久留米市企業管理者

# 私道配水管布設について(通知)

貴殿よりの配水管布設申請については、平成 年 月 日土地所有者 との土地使用貸借契約が締結されたので、下記のとおり通知いたします。

記

- 1) 所在地
- 2) 使用面積
- 3) 土地所有者
- 4) 管 口 径 φ mmを布設いたします。
- 5) 工事予定 平成 年 月 日
- 6) 負担金
- 7) 納入期限 平成 年 月 日

## (第4号様式)

## 私道敷使用貸借契約書

久留米市企業局(以下「甲」という)と (以下「乙」という)は、 私道敷の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、その所有する私道敷のうち、次の部分(以下「貸付土地」という)を水道 敷用地として甲に無償で貸し付ける。

所	在	地	地	目	貸付面積	位 置
	町	番地			m²	別図のとおり

- 第2条 貸付土地の使用貸借期間は、水道敷としての用途を廃止するまでとする。
- 第3条 乙が貸付土地の所有権を第三者に譲渡する場合は、乙は譲受人に対し、この契約 に基づき甲が有する土地使用貸借権を継承させなければならない。
- 第4条 甲は、配水支管布設後、第三者から給水管の新設、増設、改造又は撤去の工事が 生じた場合の土地使用承諾については、この契約に含まれるものとし、新たな乙 への土地使用承諾については、不要とする。
- 第5条 乙は、貸付土地の上に工作物を建築しないものとする。
- 第6条 乙の都合により、配水支管の布設替または布設廃止を要する場合は甲に願い出て その許可を受けるとともに当該布設替または布設廃止に要する経費は、乙の負担と する。
- 第7条 乙は、貸付土地に布設され配水支管に、他地区の配水支管が連結されても甲に異議 を申し立てないものとする。
- 第8条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、配水支管を撤去することができる。

第9条 前各条に記載のない事項その他、この契約に疑義のある事項は、その都度甲乙協議 の上定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その 1 通を保有する。

年 月 日

甲 久留米市企業局

乙 住 所

氏 名 印

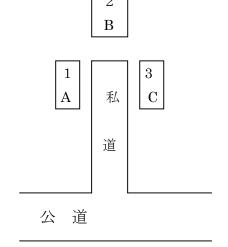
## 私道への配水支管布設取扱要綱について

私道の配水支管については、申請に基づき、一定の要件を備えていれば、企業管理者が 私道所有者と使用貸借契約を交わして、企業管理者が配水支管を布設し、給水区域内で の未布設地域、スポット区域の普及促進及び有収率の向上、又給水管の出水不良の解消 に努め、市民の生活環境の向上を図っていくものです。

私道の定義 不特定多数の人が通行する場所

主な布設要件

- 1 私道に隣接した土地に3戸以上の家屋があること。
- ж 利用家屋は通常3戸以上
- 2 私道隣接家屋の所有者が単 独でないこと
- 3 公共施設に通じる私道には 戸数制限なし



 私道配水支管利用家屋数 3 戸

 1 ~ 3

## 手 続 方 法

## 私道利用家屋など関係者の協議

① 配水支管埋設の希望者名簿に家屋所有者が押印してください。

## 代表者(上下水道部への申請者)の選出

## 私道敷所有者調べ

② 字図と ③ 登記簿謄本を法務局より取り寄せてください。

## 私道敷所有者との協議

④ 私道敷使用貸借契約書(2通)に押印していただいてください。

#### 上下水道部への申請

- ⑤ 配水支管布設申請書を提出してください。
  - (添付書類) ①、②、③、④
  - ⑥私道部分の家屋配置図
  - ⑦申請箇所周辺の見取図

## 上下水道部の布設決定

配水支管布設可否決定通知書を申請者へお渡しします。 私道敷使用貸借契約書に企業管理者印を押印し、1 通を代表者 を通じ、土地所有者へお渡しします。

#### 宅地内給水装置工事

水道指定工事店により家屋所有者が施工していただきます。

## 維持管理

私道敷内配水支管並びに宅地内の第1止水栓迄は市が維持管理します。 第1止水栓以降の給水装置は需要家で維持管理してください。